

○恵庭市在宅支援住宅改修費助成事業実施要綱

平成12年4月1日

実施

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の高齢者等がいる世帯に対し、高齢者等が在宅での生活を安定して快適に過ごせるように住宅を改修するために必要な助成をすることに関して必要な事項を定めることにより、高齢者等の自立を助長するとともに家族の介護負担を軽減し、もって在宅福祉の推進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱による助成の対象となるのは、市内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者(以下「対象者」という。)とする。

(1) 法において要介護状態及び要介護状態となるおそれがある状態(以下「要介護状態区分等」という。)に該当しない満65歳以上(障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準におけるランクJ程度)の高齢者で住宅改修が必要と認められる者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が住宅改修が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、借家等に居住する世帯であって、住宅の所有者又は管理者から住宅の改修についての承諾が得られない場合は、助成の対象とはしない。

(対象となる住宅改修の種類等)

第3条 この要綱による助成の対象となる住宅改修は、対象者が現に居住しているか又は改修後直ちに居住する住宅であって、次に掲げる種類のうち、その工事が対象者の利用する部分に関するものとする。

(1) 手すりの取付け

(2) 段差の解消

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

(4) 引き戸等への扉の取替え

(5) 洋式便器等への便器の取替え

(6) 前各号に掲げるもののほか、当該工事に付帯して必要となる改修工事

(助成金)

第4条 第2条第1項第1号及び第2号に規定する対象者に対する助成額は、その者が実施する改修に要する費用の9割に相当する額とし、その額が18万円を超える場合は、18万円とする。ただし、生活保護受給者に対する助成額は、その者が実施する改修に要する費用とし、

その額が20万円を超える場合は20万円とする。

(一定以上の所得を有する対象者に係る助成金)

第4条の2 第2条第1項第1号及び第2号に規定する対象者うち政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である第1号被保険者が受ける居宅介護住宅改修費等の助成額については、前条本文中「9割」とあるのは「8割」と、「18万円」とあるのは「16万円」と読み替えて適用し、同条のただし書の規定は適用しない。

(受領委任払いの取扱い)

第5条 対象者が、住宅改修に要する費用の全額を支払うことが困難な場合は、対象者が保険者から支給される助成金の受領をサービス提供事業者に委任すること(以下「受領委任払い」という。)ができる。

- 2 受領委任払いを取扱う事業者は、あらかじめ市長に届出を行うものとする。
- 3 前項の届出は、恵庭市居宅介護(支援)福祉用具購入費及び居宅介護(支援)住宅改修費受領委任払い実施要綱第3条第1項の届出書を用いる。
- 4 市長は、前項の届出書に基づき、在宅支援住宅改修費助成事業受領委任払いの登録をするものとする。

(助成の回数)

第6条 助成は、特別な場合を除き、同一の住宅について1回とする。

(助成の申請)

第7条 第2条第1項第1号及び第2号に規定する対象者が助成金の支給を受けようとするときは、恵庭市在宅支援住宅改修費助成申請書(委任状)(一般高齢者等分)(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事図面などの工事箇所等がわかるもの。
 - (2) 改修工事見積書(工事を行う箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分した工事内訳書を添付)
 - (3) 改修前の写真(撮影日がわかるもの)
 - (4) 住宅の所有者の承諾書
 - (5) 工事契約書の写し。ただし、軽易な工事等であって市長が認める場合は省略することができる。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認めるもの。
- 2 前項において、対象者が受領委任払いにより助成金の支給を受けようとするときは、当該申請書により事業者と委任契約を締結しなければならない。

(第7条第1項の規定による助成決定等)

第8条 市長は、第7条第1項の規定による申請があった場合には、助成の可否を決定し、恵庭市在宅支援住宅改修費助成決定(却下)通知書(様式第4号)により、当該対象者に通知する。

2 受領委任払いによる場合は、市長は、当該対象者に助成の可否を前項に規定する様式第4号により通知し、当該事業者には前条第2項の委任契約に基づき、恵庭市在宅支援住宅改修受領委任払い支給通知書(様式第5号)を交付するとともに、委任された額を支払うものとする。

3 市長は、助成の可否を決定するにあたり、必要があると認めるときは対象者の心身の状況及び住宅の状況等必要な事項を調査することができる。

4 助成金の交付は、毎年度の予算の範囲内とする。

(申請の変更等)

第9条 前条の規定により助成の決定を受けた者が、申請の内容を変更するときは、恵庭市在宅支援住宅改修費助成変更申請書(様式第6号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、変更の可否を決定するとともに、恵庭市在宅支援住宅改修費助成変更決定(却下)通知書(様式第7号)により、当該対象者に通知するものとする。

(改修工事完了届)

第10条 第8条の規定により助成の決定を受けた者は、改修工事が完了したときは、速やかに恵庭市在宅支援住宅改修工事完了届書(様式第8号)(以下「工事完了届書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による工事完了届書を受け付けたときは、その完了を当該対象者等の立会のもとに確認するものとする。

(第7条第1項の規定による助成金の支給決定等)

第11条 市長は、前条の規定による工事完了届書を受領し、改修工事の内容を確認した結果妥当と認めるときは、恵庭市在宅支援住宅改修費助成額確定通知書(様式第9号)により、対象者に通知する。

2 前項の規定により額の確定を受けたときは、対象者は、請求書に次に掲げる書類を添付し、助成金を市長に請求するものとする。

(1) 領収書

(2) 恵庭市在宅支援住宅改修費助成額確定通知書の写し

(3) 振込先がわかるもの

3 前項の規定にかかわらず、受領委任払いによる場合は、対象者は利用者負担金を事業者に支払うものとし、事業者は、委任された額について恵庭市在宅支援住宅改修費受領委任払い請求書(様式第10号)に次に掲げる書類を添付し、助成金の支払いを市長に請求するものとする。

- (1) 領収書の写し
- (2) 恵庭市在宅支援住宅改修費助成額確定通知書の写し
- (3) 振込先がわかるもの

4 市長は、対象者又は事業者から前2項の規定により助成金の請求があったときは、速やかに支給するものとする。

(対象者が死亡した場合の助成金の支給)

第12条 市長は、この要綱による住宅改修工事がすでに着手されているときは、対象者が工事の完了前に死亡した場合等であっても、第4条に規定する助成額の範囲内において相当と認める額を支給することができる。

(決定の取消し及び助成金の返還)

第13条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成の決定を取消し、又はすでに支給した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により助成の決定を受け、又は助成金の支給を受けたとき。
- (2) 助成の対象としての改修工事を中止したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(記載事項の変更)

第14条 事業者は、第5条第3項の規定による届出書の記載内容に変更が生じたときは、速やかに市長に届出るものとする。

2 前項の届出は、恵庭市居宅介護(支援)福祉用具購入費及び居宅介護(支援)住宅改修費受領委任払い実施要綱第6条の変更届出書を用いる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年2月8日から実施し、平成13年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の恵庭市在宅支援住宅改修費助成事業実施要綱の規定は、平成21年4月1日以後に事前申請(恵庭市介護保険住宅改修等に係る事前申請実施要綱(平成16年10月1日実施)の規定による事前申請をいう。以下同じ。)のあったものについて適用し、同日前に事前申請をしたものについては、なお従前の例による。

附 則 抄

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成27年8月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の恵庭市在宅支援住宅改修費助成事業実施要綱の規定は、平成27年8月1日以後に竣工した住宅改修について適用し、同日前に竣工した住宅改修については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の恵庭市在宅支援住宅改修費助成事業実施要綱の規定は、平成28年4月1日以後に竣工した住宅改修について適用し、同日前に竣工した住宅改修については、なお従前の例による。

(恵庭市介護保険住宅改修等に係る事前申請実施要綱の一部改正)

- 3 恵庭市介護保険住宅改修等に係る事前申請実施要綱(昭和16年10月1日実施)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

様式第2号(第7条関係)

恵庭市在宅支援住宅改修費助成申請書(委任状)(一般高齢者等用)

対象者	フリガナ			生年月日	明・大・昭	年	月	日
	氏名			年齢	歳			
住所	〒				性別	男・女		
		電話番号 ()						
住宅の所有者	対象者との関係()							
申請理由								
改修の内容	<input type="checkbox"/> 手すりの取付け <input type="checkbox"/> 段差の解消 <input type="checkbox"/> 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え <input type="checkbox"/> 洋式便器等への便器の取替え <input type="checkbox"/> その他付帯する改修工事			具体的内容	事業者名			
					着工予定日	月	年	日
					完成予定日	月	年	日
改修費用	円	助成申請額	円	利用者負担金	円	年 月 日		
恵庭市長 様 上記のとおり恵庭市在宅支援住宅改修費助成事業実施要綱第7条第1項の規定に基づき、住宅改修費の助成を申請します。 住所 () 申請者 (被保険者) 氏名 ()								
※受領委任払いによる場合 上記助成申請額の受領を (委任を受ける事業者名) に委任します。 住所 () 申請者 (委任者) 氏名 () 印								

恵庭市記入欄				受付番号		
添付書類の確認	<input type="checkbox"/> 工事図面等の工事箇所等がわかるもの <input type="checkbox"/> 改修工事見積書 <input type="checkbox"/> 改修前の写真等 <input type="checkbox"/> 住宅の所有者の承諾書 <input type="checkbox"/> 工事契約書の写し <input type="checkbox"/> その他()					
住宅所有者の確認欄	確認者	職名	氏名			
審査	調査方法	<input type="checkbox"/> 訪問調査 <input type="checkbox"/> 申請時の聞き取り <input type="checkbox"/> その他()				
	調査年月日	年 月 日				
	対象者の心身の状況等					
助成決定額	円	内訳				
在宅支援住宅改修費の支給を審査し、決定(却下)してよろしいか伺います。	決裁	課長	主査	スタッフ	合議	
支給限度額管理	助成限度額	円	今回助成額	円	残額	円

様式第4号(第8条関係)

恵庭市在宅支援住宅改修費助成決定(却下)通知書

【文 書 番 号】
年 月 日

様

恵庭市長 印

年 月 日付けで申請のありました恵庭市在宅支援住宅改修費の助成について、次のとおり決定したので通知します。

記

対象者氏名			
助成金額	円	助成申請額	円
助成金額の算定内訳			
助成の対象とした住宅改修の内容等			
却下・減額の理由			

- (注 1)本通知後、住宅改修の内容等を変更するときは、恵庭市在宅支援住宅改修費助成変更申請書(様式第6号)を市長に提出しなければなりません。
- (注 2)住宅改修が完了したときは、速やかに恵庭市在宅支援住宅改修工事完了届書(様式第8号)を市長に提出して下さい。

様式第5号(第8条関係)

恵庭市在宅支援住宅改修費受領委任払い支給通知書

【文 書 番 号】
年 月 日

受任者(事業者) 様

恵庭市長 印

このことについて、次のとおり委任された額を支給いたしますので通知します。

記

対象者	氏名			
	住所			
支給額	円			
振込年月日(予定)	振込み口座等			
	金融機関名	支店名	口座の種類・番号	口座名義人
			普通・当座	フリガナ

様式第6号(第9条関係)

年 月 日

恵庭市長様

住所 恵庭市
 申請者 氏名 () 印
 電話番号 ()

恵庭市在宅支援住宅改修費助成変更申請書

次により、恵庭市在宅支援住宅改修費助成事業実施要綱第9条の規定に基づき、住宅改修費の申請内容の変更を申請します。

対象者	フリガナ			生年月日	明・大・昭 年 月 日	
	氏名			年齢	歳	
住所	〒			性別	男 ・ 女	
	電話番号	()				
住宅の所有者	対象者との関係()					
改修の内容・箇所及び規模	変更前					
	変更後					
改修費用	変更前	円	助成申請額	変更前	円	
	変更後	円		変更後	円	

恵庭市記入欄

審査	調査方法	・訪問調査 ・申請時の聞き取り ・その他()				
	調査年月日	年 月 日				
	対象者の心身の状況等					
審査の結果に基づき、在宅支援住宅改修費の助成変更を決定(却下)してよろしいか伺います。 年 月 日		決裁	課長	主査	スタッフ	合議

様式第7号(第9条関係)

【文 書 番 号】
年 月 日

様

恵庭市長

印

恵庭市在宅支援住宅改修費助成変更決定(却下)通知書

年 月 日付で変更申請のありました恵庭市在宅支援住宅改修費の助成について、次のとおり決定したので通知します。

記

対象者	フリガナ	-----		生年月日	明・大・昭 年 月 日	
	氏 名			年 齢	歳	
	住 所	〒		性別	男 ・ 女	
		電話番号 ()				
住宅の所有者		対象者との関係()				
改修の内容・箇所及び規模	変更前					
	変更後					
改 修 費 用	変更前	円	助成申請額	変更前	円	
	変更後	円		変更後	円	
却下(一部減額)の理由						

(注1)住宅改修が完了したときは、速やかに住宅改修工事完了届書(様式第8号)を市長に提出して下さい。

様式第8号(第10条関係)

恵庭市在宅支援住宅改修工事完了届書

年 月 日

恵 庭 市 長 様

住 所 恵庭市
届出者 氏 名 () 印
電話番号 ()

年 月 日付けで決定通知のあった恵庭市在宅支援住宅改修費助成の対象工事が完了したので次のとおり届出ます。

記

1. 対 象 者 氏 名

2. 工事着手年月日 年 月 日

3. 工事完了年月日 年 月 日

様式第9号(第11条関係)

恵庭市在宅支援住宅改修費助成額確定通知書

【文 書 番 号】

年 月 日

様

恵庭市長

印

年 月 日付け第 号にて助成(変更)決定した恵庭市在宅支援住宅改修費について次のとおり助成額が確定しましたので通知します。

記

1. 確定助成額

円

2. 請求方法等

(1)本人支払いによる場合

請求書に次に掲げる書類を添付して市長に提出して下さい。

①領収書

②本書の写し

③振込先がわかるもの

(2)受領委任払いによる場合

事業者は恵庭市在宅支援住宅改修費助成金請求書(様式第10号)を市長に提出して下さい。

様式第10号(第11条関係)

恵庭市在宅支援住宅改修費受領委任払い請求書

年 月 日

恵 庭 市 長 様

住 所 電話番号 ()
請求者 名 称
(事業者) 代表者名 印

次のとおり関係書類を添えて在宅支援住宅改修費を請求します。

記

請求額	円
-----	---

(添付書類)

- 利用者負担金の領収書写し
- 恵庭市在宅支援住宅改修費助成額確定通知書写し
- 振込先がわかるもの
- その他()

様式第1号 削除

様式第2号(第7条関係)

様式第3号 削除

様式第4号(第8条関係)

様式第5号(第8条関係)

様式第6号(第9条関係)

様式第7号(第9条関係)

様式第8号(第10条関係)

様式第9号(第11条関係)

様式第10号(第11条関係)